

府政共生第1191号
26文科初第996号
雇児発1224第1号
平成26年12月24日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
附 属 幼 稚 園 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
武 川 光 夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親 次 郎

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
安 藤 よ し 子

(印影印刷)

子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する
政令の公布について（通知）

このたび、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法

一部改正法」という。)及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号。以下「整備法」という。)の施行に伴い、関係政令の規定を整備するために子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成26年政令第412号。以下「整備政令」という。)を制定し、本日、公布いたしました。条文等の関係資料は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

整備政令の内容は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、教育委員会等の関係部局と連携の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 改正の概要

子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法及び整備法の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行ったこと。

2 主な改正内容及び留意事項

幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子ども(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う施設として、教育基本法に基づく「学校」、「児童福祉施設(整備法による児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条の改正)及び「第二種社会福祉事業」(整備法による社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条の改正)に位置づけられることとしたこと、また整備法による児童福祉法の一部改正に伴い、保育を提供する事業として、新たに小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業が新たに創設されたこと等に伴い、各種政令において所要の改正を行った。

各政令の主な改正内容は、以下のとおりである。

(1) 教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)の一部改正関係

- ① 初任者研修の必要がないと認められる場合の対象に関し、「教諭等」の範囲に保育教諭、保育助教諭を含めるとともに、「学校」に幼保連携型認

定こども園を含めたこと。また、指定都市以外の市町村の設置する幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る教育公務員特例法施行令上の「任命権者」として、当該市町村を包含する都道府県の知事を規定したこと。（第2条及び附則第2項関係）

※幼保連携型認定こども園の保育教諭等に対しては、幼稚園の教諭等と同様に、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）附則第4条第1項に基づく研修を実施することが必要。

- ② 大学院修学休業について、公立の幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭等も、現行の公立の学校の主幹教諭等と同様の扱いとするよう規定したこと。（第8条関係）
- ③ 指定都市以外の市町村の設置する幼保連携型認定こども園の保育教諭等に対する十年経験者研修の実施にあたっては、その「任命権者」について、当該市町村を包含する都道府県の知事とすること。（附則第3項関係）

（2）私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）の一部改正関係

- ① 私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、当該指定都市等の長を経由してするものとしたこと。また、当該申請を受理した指定都市等の長は、意見を付して文部科学大臣に進達しなければならないこととしたこと。（第2条関係）
- ② 第2条第2項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する第1号法定受託事務としたこと。（第6条関係）

（3）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正関係

- ① 採光の規制が適用される建築物の居室として、幼保連携型認定こども園の保育室を追加（幼保連携型認定こども園の教室は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条第1項の「学校の教室」に該当するため、保育室と同様に、当該規制が適用される。）し、当該規制について、幼稚園の教室及び保育所の保育室と同一の規制を幼保連携型認定こども園に適用することとしたこと。（第19条第2項及び第3項関係）
- ② 幼保連携型認定こども園については、児童福祉施設に適用されている排煙設備、非常用の照明装置等に係る規制を適用させることとしたこと。（第126条の2第1項関係）

（4）国有財産特別措置法施行令（昭和27年政令第264号）の一部改正関係

整備法による改正により国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第 2 条第 2 項第 6 号が第 7 号となる。これに伴い、国有財産特別措置法施行令の規定中の「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」としたこと。（第 1 条第 2 項並びに第 2 条第 7 項及び第 8 項関係）

(5) 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令（昭和 28 年政令第 355 号）の一部改正関係

- ① アメリカ合衆国軍隊等の特定の行為による事業経営上の損失補償の対象となる事業について、幼保連携型認定こども園において行う教育及び保育の事業を加えたこと。（第 1 条第 1 号関係）
- ② 事業経営上の損失の原因となるアメリカ合衆国軍隊等の特定の行為として、幼保連携型認定こども園の近傍において行われる航空機等の頻繁な使用等を加えたこと。（第 6 条関係）

(6) 国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 121 号）の一部改正関係

国有林野は、学校の施設の用に供するために地方公共団体等に対して貸付けをする場合にはその貸付料を時価よりも低く定めることができるが、この場合の「学校」に幼保連携型認定こども園を加えたこと。（第 5 条第 2 号関係）

(7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 221 号）の一部改正関係

教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 19 条第 4 項の規定により大学以外の公立学校の教員をもって指導主事に充てようとする場合、当該教員が他の教育委員会の任命に係る者であるときは、当該任命権者の同意を得なければならないところ、公立の幼保連携型認定こども園の教員を指導主事に充てようとする場合においては、幼保連携型認定こども園の教員の任命権者は地方公共団体の長であることから、当該地方公共団体の長の同意を要することとしたこと。（第 4 条第 1 項関係）

(8) 旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号）の一部改正関係

整備法により旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 3 項第 1 号中の「学校」が「第一条学校」に改められることから、これに伴い、旅館業法施行令第 1 条第 1 項第 10 号及び同条第 2 項第 9 号の「学校等」を「第一条学校等」としたこと。（第 1 条第 10 号及び同条第 2 項第 9 号関係）

- (9) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和 32 年政令第 283 号）の一部改正関係
- ① 公立の幼保連携型認定こども園について、学校医等の療養を行う医療機関又は薬局の指定を、当該幼保連携型認定こども園を設置する地方公共団体の長が行うこととしたこと。（第 3 条第 2 項関係）
 - ② 学校医等が遺言又は当該学校医等の属する学校を設置する教育委員会に対する予告で、遺族補償年金一時金を受ける遺族について、特に指定しておくことで、その指定された者は優先して遺族補償一時金を受け取るものとしているが、公立の幼保連携型認定こども園の学校医等について、予告を行う相手方を当該幼保連携型認定こども園を設置する地方公共団体の長とすることとしたこと。（第 13 条第 3 項関係）
- (10) 駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）の一部改正関係
- 同令第 7 条第 1 項第 1 号ハにおいて、幼稚園、小学校、保育所等の出入口から 20 メートル以内の道路の部分等においては、路外駐車場の出口及び入口を設けてはならない規制について幼保連携型認定こども園を対象としたこと。（第 7 条関係）
- (11) 住宅地区改良法施行令（昭和 35 年政令第 128 号）の一部改正関係
- 住宅地区改良事業の施行者は、地区施設の種類等について定めた事業計画に従って住宅地区改良事業を施行することとなる。当該地区施設のうち、居住者の共同の福祉のために必要な施設として保育所等を規定しているところ、幼保連携型認定こども園を加えたこと。（第 2 条関係）
- (12) 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）の一部改正関係
- 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 71 条第 2 号の 3 に規定する「通学通園バス」に、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車である旨を表示している自動車を加えたこと。（第 26 条の 3 関係）
- (13) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）の一部改正関係
- 障害者の雇用においては、国及び地方公共団体について、一律に雇用率を適用することになじまない職種の職員が当該機関の総職員数に占める割

合を基準として除外率を設定し、雇用すべき障害者の数を算定する際に当該率を控除することとしているところ、除外率の対象となる職員に幼保連携型認定こども園の教育職員を加えたこと。(別表第3関係)

- (14) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和37年政令第301号)の一部改正関係

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)による地方債の特例措置等の対象となる「公共的施設」を定めている同令第2条に、幼保連携型認定こども園を加えたこと。(第2条関係)

- (15) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和41年政令第103号)の一部改正関係

国の費用負担補助の対象となる通学路として、小学校、幼稚園又は保育所に通う道路の一定区間が規定されているところ、幼保連携型認定こども園に通う道路の一定区間についても、国の費用負担補助の対象に加えたこと。(第4条関係)

- (16) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)の一部改正関係

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年8月1日法律第110号政令第284号)に規定する防音工事の対象となる施設に幼保連携型認定こども園を加えたこと。(第4条第4号関係)

- (17) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)の一部改正関係

① 1ヘクタール以上の運動・レジャー施設のうち、学校の施設に該当するものについては、当該施設を建設するにあたり開発許可が不要とされているところ、幼稚園と同様、幼保連携型認定こども園の施設に該当するものの建設についても、開発許可を不要とすることとしたこと。(第1条第2項第1号関係)

② 国、都道府県等が設置する建築物のうち、当該建築物の建築にあたり開発許可が必要となる建築物及び都市計画法第34条第1号の政令で定める公益上必要な建築物として、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設である建築物を加えたこと。(第21条第26号ロ関係)

(18) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 304 号）の一部改正関係

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 2 条第 1 項の「特定建築物」の範囲に幼保連携型認定こども園の用途に供される建築物で延べ面積 8 千平方メートル以上のものを加えたこと。（第 1 条関係）

(19) 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 106 号）の一部改正関係

独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付の共済掛金について、沖縄県に所在する幼保連携型認定こども園の管理下における災害共済給付については、270 円を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額とし、沖縄県に所在する地方裁量型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設の管理下における災害共済給付については、350 円を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額とする特例の対象とすることとしたこと。（第 27 条関係）

(20) 水源地域対策特別措置法施行令（昭和 49 年政令第 27 号）の一部改正関係

水源地域整備計画に基づく事業として、幼保連携型認定こども園の整備に関する事業を加えたこと。（第 2 条第 9 号関係）

(21) 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 228 号）の一部改正関係

① 自衛隊等の航空機の離着陸等により生ずる音響で著しいものを防止・軽減するために行う防音工事の助成の対象となる施設として、i) 及び ii) を加えたこと。

i) 家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う施設（第 7 条第 3 号関係）

ii) 幼保連携型認定こども園（第 7 条第 10 号関係）

② 防衛施設の設置又は運用による障害の緩和に資するため国の助成を受けて地方公共団体が整備する民生安定施設として、幼保連携型認定こども園を加えたこと。（第 12 条関係）

(22) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九条第四号及び第七号の人事委員会又は公平委員会を定める政令（昭和 53 年政令第 324 号）の一部改正関係

地方公務員職員団体及び混合連合団体で公立学校の非現業の一般職の地方公務員のみを構成員としているものに係る認証機関を定める同政令第2号における公立学校」の定義を、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する公立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園であって地方公共団体が設置するもの）としたこと。（第22条関係）

(23) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和53年政令第355号）の一部改正関係

航空機騒音障害防止地区における建築物の建築制限及び航空機騒音障害防止特別地区における建築物の建築禁止の対象となる建築物として、家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う施設又は幼保連携型認定こども園を加えたこと。（第6条第1号及び第6号関係）

(24) 国勢調査令（昭和55年政令第98号）の一部改正関係

国勢調査令では、「住居」の定義について定めており、学校に在学している者が通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している場合、その宿泊施設をその者の住居とみなすと規定している。

幼保連携型認定こども園についても、引き続き学校教育法に規定する学校と同様に、在学している者が通学のために宿泊している施設がある場合について、当該施設を住居とみなすための所要の改正を行ったこと。（第24条関係）

(25) 保険業法施行令の一部改正関係

保険業法の適用除外類型において「一の学校（学校教育法第1条に規定する学校）がその児童又は幼児を相手方として行うもの」があるが、この「学校」に幼保連携型認定こども園を加えたこと。（第1条の3関係）

(26) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）の一部改正関係

- ① 幼保連携型認定こども園について耐震診断等の努力義務の対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模を幼稚園及び保育所と同一としたこと。（第6条第2項関係）
- ② 幼保連携型認定こども園について所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模を幼稚園及び保育所と同一としたこと。（第8条第2項関係）
- ③ 幼保連携型認定こども園について耐震診断の実施・結果報告の義務付け

の対象となる要緊急安全確保大規模建築物の規模を幼稚園及び保育所と同一としたこと。(附則第2条第1項関係)

(27) 過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)の一部改正関係

子ども・子育て支援新制度においては、保育所及び幼保連携型認定こども園(以下「保育所等」)の整備のための交付金として、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120条)第11条第1項に規定する交付金(以下「次世代法による交付金」という。)に代え、整備法による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の4の3第2項に規定する交付金(以下「改正後児童福祉法による交付金」という。)を位置づけることとした。このため、整備法による改正後の過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第10条第2項の規定により、算定割合が嵩上げされる保育所等の整備に係る交付金についても、次世代法による交付金に代え、改正後児童福祉法による交付金とすることとしたこと。(第5条第1項関係)

(28) 中央教育審議会令(平成12年政令第280号)の一部改正関係

初等中等教育分科会の調査審議事項である初等中等教育の振興に関する重要事項として、幼保連携型認定こども園における教育を加えたこと。(第5条第1項関係)

(29) 沖縄振興特別措置法施行令(平成14年政令第102号)の一部改正関係

- ① 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第109条の規定により、沖縄県内の関係地方公共団体に対し、国有財産を無償又は時価よりも低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる対象として、幼稚園の施設と同様に、小学校の施設と同一の敷地に設けられる幼保連携型認定こども園の施設を加えたこと。(第36条関係)
- ② 沖縄振興特別措置法第105条の規定により、幼保連携型認定こども園の整備に対する国及び沖縄県の負担割合又は補助割合について、保育所の割合と同様とし、当該割合を参酌して額を算定する交付金として、改正後児童福祉法による交付金を加えたこと。(第32条、別表第1、別表第2及び別表第3関係)

(30) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成15年政令第369号)の一部改正関係

- ① 災害共済給付の支払の区分について i) 及び ii) を規定することとし

たこと。(第4条第5項関係)

- i) 国立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園を追加したこと。
- ii) 地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園について、災害共済給付金の支払を経由する者として、当該地方公共団体の長とすることとしたこと。

② 共済掛金の額について、幼保連携型認定こども園については270円、地方裁量型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設については350円と設定することとしたこと。(第7条第4号、附則第5条第1項関係)

③ 保護者から徴収する共済掛金の額について、幼保連携型認定こども園は、270円の6/10から9/10の範囲とし、地方裁量型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設については、350円の6/10から9/10の範囲とすることとしたこと。(第10条、附則第5条第2項関係)

④ 災害共済給付に係る国の補助について、幼保連携型認定こども園は補助対象給付経費のうち文部科学大臣の定める額とすることとしたこと。(第16条関係)

⑤ 地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に係る事務処理について、当該地方公共団体の長が処理することとしたこと。(第19条第1項関係)

(31) 地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)の一部改正関係
以下の規定について地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてそれらの法令を準用することとしたこと。

以下の規定について地方独立行政法人を市町村とみなして準用することとしたこと。

① 放課後児童健全育成事業(児童福祉法第34条の8)

今般の児童福祉法の改正で、児童福祉法第34条の8において、国、都道府県及び市町村以外の者は市町村長への届出等の手続を行うこととされたことを受け、同条について、地方独立行政法人を市町村とみなして準用することとしたこと。(第13条第3項第1号関係)

② 小規模保育事業(児童福祉法第34条の15第1項、第2項及び第7項)

今般の児童福祉法の改正で、国、都道府県及び市町村以外の者は、市町村長の認可を得て家庭的保育事業等を行うことができることとされ、一方で市町村については届出等の手続が不要となったため、児童福祉法第34条の15第1項、第2項及び第7項のうち、地方独立行政法人が家庭的保育事業等のうち小規模保育事業を行う場合について、地方独立行

政法人を市町村とみなして準用することとしたこと。(第 13 条第 3 項第 1 号関係)

③ 幼保連携型以外の認定こども園(認定こども園法第 3 条第 5 項及び 7 項)

今般の認定こども園法の改正で、幼保連携型以外の認定こども園の認定について、国及び市町村以外の者が認定を申請する場合の審査手続が定められたため、地方独立行政法人が保育所型認定こども園の認定を申請する場合について、地方独立行政法人を市町村とみなして準用することとしたこと。(第 13 条第 3 項第 6 号関係)

(32) 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成 17 年政令第 146 号)の一部改正関係

公益通報者保護法の対象とする「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律」として、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)を追加することとしたこと。

(33) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成 17 年政令第 257 号)の一部改正関係

幼稚園・保育所等の公共公益施設の整備について地域住宅計画に記載した場合には、公営住宅建替事業の施行要件のうち建替後の戸数要件を緩和することとしている(法第 6 条第 6 項、第 12 条、公営住宅法第 36 条第 3 号)ところ、幼保連携型認定こども園を公共公益施設に加えるとともに、小規模保育事業等の用に供する施設を公共公益施設に加えたこと。(第 2 条関係)

(34) 統計法施行令(平成 20 年政令第 334 号)の一部改正関係

基幹統計調査である学校基本調査において地方公共団体が行う事務に関して、同調査における「学校」の範囲に、幼保連携型認定こども園を追加することとしたこと。(別表第四関係)

(35) 職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 389 号)の一部改正関係

内閣府に特別の機関として子ども・子育て本部が設置されることに伴い、職員の退職管理に関する政令別表第 1 内閣府の項に「子ども・子育て本部」を局等組織として新たに規定することとしたこと。(別表第一関係)

(36) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)の一部改正関係

私立学校法施行令第 2 条第 2 項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法に規定する第 1 号法定受託事務としたこ

と。(別表第一関係)

3 施行期日

この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとしたこと。

本件担当：

【子ども・子育て支援新制度全般に関すること】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL：03-5253-2111（代表）内線 38349

FAX：03-3581-2521

※各政令の改正内容につきましては、別添の当該政令の所管府省庁担当課にお問い合わせいただきますようお願いいたします。